

令和6年度 第10回

御殿場市農業委員会総会定例会

議 事 録

御殿場市農業委員会

開催日時 令和7年1月14日(火)午後2時00分から15時10分

開催場所 御殿場市民会館 3階 第7会議室

出席委員 (29人)

1番 勝又忠好君	2番 杉山道洋君
3番 加藤由富君	4番 立道和策君
5番 岩瀬茂君	6番 勝又政昭君
7番 長田守正君	8番 坂本登志雄君
9番 伊倉ふさ子君	10番 勝亦里沙君
11番 小宮山光文君	12番 小宮山勉君
13番 鎌野博之君	14番 山崎嘉幸君
15番 芹沢重徳君	
17番 田代速夫君	18番 内田元和君
19番 鈴木政信君	20番 土屋直人君
21番 小林武治君	22番 大庭省一君
23番 勝亦康雄君	24番 勝又保明君
25番 渡辺義文君	
27番 杉山光利君	28番 石田澄夫君
29番 滝口恵治君	30番 杉山裕君
31番 林良三君	

欠席委員 (2人)

16番 勝又高君	26番 勝又光明君
----------	-----------

議事日程

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名人の指名について
- 4 会議書記の指名について
- 5 農地法に関する報告
報第17号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
報第18号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 6 農地法に関する議案
議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について
議案第35号 農地法第4条の規定による許可申請書の決定について
議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について
議案第37号 非農地証明申請書の決定について
- 7 その他
- 8 閉 会

農業委員会事務局職員

遠藤 英樹 浅水 隆司 石田 真由美 石田 萌乃 遠藤 慎也 大川 将広 田代 欣三

会議の概要

- 事務局長 ただ今から令和6年度第10回御殿場市農業委員総会定例会を開会いたします。議案書をおめくりいただきまして、こちらの日程どおりに進行をさせていただきます。
- 会長 ー会長挨拶ー
- 事務局長 ありがとうございました。
本日の出席の報告ですが、16番勝又高委員、26番勝又光明委員が欠席となります。出席委員は合計で29名でありまして、過半数を超えており、本会議が成立することを報告します。農業委員会総会会議規則 第4条の規定により、小宮山会長を議長として進めていただきたいと思います。
会長よろしく願いいたします。
- 会長 これからの進行について、私が議長職を務めさせていただきます。委員の皆様にご協力をよろしく願いいたします。
- 会長 日程3 議事録署名人の指名ですが、9番伊倉ふさ子委員、10番勝亦里沙委員よろしく願います。
- 会長 日程4 会議書記の指名ですが、石田（萌）書記を指名いたします。
- 会長 日程5 農地法に関する報告事項に入ります。
報第17号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。
- 事務局 議案書の1ページをお願いします。
報第17号御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。令和7年1月14日報告。今月の4条の届出は1件です。

(番号1について内容の読み上げ)

以上で事務局からの報告を終わります。
- 会長 ただ今、事務局からの報告がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)
- 会長 報告事項でございますので、ご了承をお願いします。
- 会長 報第18号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。

事務局

議案書の2ページをお願いします。

報第18号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。令和7年1月14日報告。今月の5条の届出は3件です。

(番号1から番号3について内容読み上げ)

以上で事務局からの報告を終わります。

会長

ただ今、事務局からの報告がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

報告事項でございますので、ご了承をお願いします。

会長

日程6 農地法に関する議案に入ります。

議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局

議案書の3ページをお願いします。

議案の説明の前に議案書の修正をお願いします。整理番号1の申請事由ですが、譲受人は新規就農のため譲渡人から使用貸借により借り受けるものとなっておりますが、使用貸借を賃貸借に修正し、賃貸借により借り受けるものに修正をお願いいたします。また整理番号5の案内図は別紙での対応になります。申し訳ありませんが、よろしく願いいたします。それでは議案について説明いたします。

議案第34号 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和7年1月14日提出。今月の3条許可申請件数は5件です。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 田 1,167 m²

譲受人は新規就農のため譲渡人から賃貸借により借り受けるものです。

番号2 (議案書の内容読み上げ) 田 573 m²

譲受人は経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。

番号3 (議案書の内容読み上げ) 畑 2,729 m²

譲受人は新規就農のため譲渡人より買い受けるものです。

番号4 (議案書の内容読み上げ) 畑 610 m²

譲渡人は後継者である譲受人に贈与するものです。

番号5（議案書の内容読み上げ）畑・田 計1,837 m²
譲受人は経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。

整理番号1から5について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

整理番号1について担当委員より調査結果の報告を求めます。

21番委員

調査日ですが、譲受人につきましては令和6年12月28日、現地で行いました。譲渡人につきましては令和7年1月6日、電話にて調査を行いました。

申請行為については、本人が申請したものであり内容に間違いはありません。

権利設定、移転等の内容につきましては、譲受人は新規就農のため譲渡人から賃貸借により借り受けるための申請です。

効率的利用につきましては、賃借する農地は自宅から10kmほど、車で15分です。譲受人は妻の実家での稲作を、15年間ほど手伝いをしている経験があります。農機具につきましては、田植機、コンバインは購入を予定している。トラクターにつきましては、妻の実家のトラクターを借りて、当面耕作をすることです。これらの農機具の運搬については、自己所有のトラックで運搬することです。また賃借する農地は水田として利用するそうです。以上のことから、新たに賃借する農地も、効率的に耕作管理されると思います。

耕作管理計画ですが、賃借する農地は休耕田ですが、今後は水稻を作付けする予定とのことです。

転貸しにつきましては、ありません。

地域との調和につきましては、地域農業の集落と取り決めに従い、支障のないように耕作を行うとのことです。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

整理番号2について担当委員より調査結果の報告を求めます。

20番委員

調査日は令和7年1月5日です。譲渡人は高齢のため電話で確認をいたしました。調査場所は現地です。

申請内容については申請したもので、内容には間違いありませんということです。

設定、農地の取得の理由は、譲渡人が高齢のためということになっております。農地については、譲受人は先代よりこの農地を耕作しておりまして、譲渡人は代を変えましたが、農地が使ったままになっておりまして、農地を整理せざるを得ない、もうやる人が誰もいないということです。引き続き田として利用することです。

耕作管理計画は引き続き変わらず行うということです。

転貸しはありません。

地域との調和については、今まで80年近くたっておりまして問題ありませんということです。

以上です。よろしく願いいたします。

会長

整理番号3について担当委員より調査結果の報告を求めます。

18番委員

調査日は令和6年12月21日です。譲渡人については現地にて実施しております。譲渡人については、5年ほど前に自宅を離れて遠方にお住まいですので、電話にて確認を行いました。

申請ですが、本人が申請したもので、内容に間違いありません。

権利の設定ですが、譲渡人の住宅と農地を全て購入し、譲受人が畑に耕作するものです。

効率的利用ですが、当農地は譲受人から約7km離れた場所、車で15分程度の距離です。農業従事については、本人は経験が40年程度従事しているそうです。農機具については、トラクター2台、コンバイン1台を保有しているそうです。

耕作管理計画ですが、業者による指導の下、作業を行うとのこと。作付け作物は、自然薯やいも類とのこと。

転貸しについてはありません。

地域との調和ですが、農地の利用の取り決めに遵守して、農作業を行うとのこと。周辺の農地の利用に、影響を及ぼすことのないように考えているとのこと。

その他コメントとしまして、本人が経営するレストランが今月オープンするようですが、そちらへ出荷して、野菜等を消費する予定だそうです。

以上、ご審議よろしくお祈いします。

会長

整理番号4について担当委員より調査結果の報告を求めます。

1番委員

調査日は令和6年12月25日です。譲渡人は高齢のため、譲受人と自宅及び現地で会いまして調査しました。

申請ですが、本人が申請したもので、内容には間違いありません。

権利の設定、移転等の内容、譲渡人は高齢のため、農業後継者である譲受人に所有権を移転したい旨の申請です。農地の移転は適正と思われます。

効率的利用、移転する農地は自宅敷地内にあり徒歩2分ほどです。農作業従事者は、本人夫婦と母と子4名で、本人夫婦は35年ほどの経験があります。農機具については、軽トラック、トラクター、コンバイン、田植機を所有しており、移転する農地は畑として時期の野菜を作付けし耕作管理しており、今後も農地として効率的に耕作管理されると思われます。

耕作管理計画、移転する農地は畑として活用されており、今後も今まで通り野菜等を作付けするとのこと。

転貸しですが、転貸しはありません。

地域との調和、地域農業の集落の取り決めに従い、支障のないように耕作を行うとのこと。万一支障が発生した場合は、責任を持って対処するとのこと。

以上です。よろしく審議お祈いします。

会長

整理番号5について担当委員より調査結果の報告を求めます。

24番委員

この案件の概略ですが、夫が亡くなりまして、農地を夫の実家へ贈与したいというものであります。

調査日は令和7年1月1日に譲受人と現地で、令和7年1月6日に譲渡人の自宅に行きまして調査しました。

申請行為につきましては、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。

農地取得の理由ですが、譲渡人の夫が昨年亡くなりまして、相続によって申請地を取得しましたが、譲渡人は農家の経験が全くなく、今後の農地の管理ができないため、夫の実家である譲受人に農地を譲りたいと思っています。譲受人は、申請地を取得して、農地の保全管理をしていきたいと考えており、相互の考えが合致し、今回の申請となったものです。

農地の効率的利用についてですが、当該地は3筆ありまして1筆が譲渡人の自宅と譲受人の自宅の間にあります。あとの2筆は、自宅から2km、車で4分程度のところにあります。ここの管理については問題ないと思われまます。農業従事者は、譲受人本人で25年程度の経験があります。農機具は、軽トラック、田植機等を所有しています。取得後の耕作予定ですが、取得する畑においては、青菜等を作付けし、田においては、草刈り等を行い管理していく予定ですが、耕作も前向きに検討しています。

取得する農地の転貸しはありません。

地域との調和についてですが、草刈り等は定期的に行い、周辺の農地に影響がないようにし、農道・農業用水路等の共同利用施設の取り決めを遵守するとのことでした。

以上です。よろしくご審議お願いします。

会長

事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

会長

無いようなので、採決に入ります。

本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

議案第35号 農地法第4条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。

事務局から説明を求めます。

事務局

議案書5ページをお願いします。

議案第35号 次のとおり農地法第4条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和7年1月14日提出。今月の4条許可申請は1件です。

こちらは後ほど議題となります議案第37号 非農地証明の決定についての番号1と一体の申請となります。

番号1（議案書の内容読み上げ）畑 87㎡

転用内容は、住宅敷地の拡張です。

農地の区分は、第3種農地に区分されます。
以上で事務局からの説明を終わります。

会長 整理番号1番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

20番委員 住宅を新築するにあたって敷地内に農地がまだ残っていたということで、住宅敷地の土の中の杭がわからなかったです。拡張する時に農地にかかるということで調べたら、農地であったということで、申請したということです。

調査日は令和7年1月5日です。

申請内容については、間違いはありません。

転用理由は、新築住宅の敷地拡張のためです。

資金については、自己資金で問題はありません。

他の権利者の同意については、その他の権利設定はありません。

転用時期については、許可後すぐに着工するそうです。

他法令については、問題はありません。

目的からすると適正と思われます。

周辺への影響は、周辺へ影響を及ぼす場合は、申請者が責任を持って対処するという
ことです。

以上です。

会長 事務局及び調査委員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようなので、採決に入ります。

本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長 議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。

事務局から説明を求めます。

事務局 議案書の6ページをお願いします。

議案第36号 次のとおり農地法第5条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和7年1月14日提出。今月の5条許可申請は1件です。

前回の農業委員会総会定例会にて、不許可となった案件になります。その後申請者は是正を行い原状回復を行ったという報告がありましたので、この度再度ご審議いただきます。

本日案内図別紙の後ろ側に追加資料として、現地写真をA4用紙両面印刷で2枚分ご用意いたしました。こちらは、終了後回収させていただきますので、確認が終わった方は横に置いていただくとありがたいです。1枚目が令和6年9月24日時点のものです。パネルが設置されていて、撤去前のものになります。2枚目が令和7年1月10日時点のものです。撤去後のいちばん最新の写真になります。撤去前後でおおよそ同じ位置から撮影したものを並べてありますので、照らし合わせながらご覧ください。

(写真の説明)

番号1（議案書の内容読み上げ）畑 1,678 m²
転用内容は、賃貸借による太陽光発電設備の設置です。
農地の区分は、第2種農地に区分されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

整理番号1番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

23番委員

この案件については、先月不許可ということで再度申請されたものです。暮れから工事が始まりまして、正月明けの令和7年1月10日に終了したということで、その日に現場を確認いたしました。発電セット、送電施設、杭、その下に敷いてある、伐根した木のチップが敷かれていて、全て撤去されていた状態でした。工事着工前の状態に復元されていたので、調査をしました。

調査日は令和7年1月10日です。現地で譲受人、譲渡人と調査をいたしました。

申請行為については、双方が申請したものであり、間違いはありません。

転用理由、今まで遊休農地であったため有効利用の目的から適正であると考えます。

資金については、自己資金で対応するとのことでした。

他の権利者の同意ですが、特に問題はありません。

転用時期ですが、前回転用前に施設を作ってしまったが、更地の状態ですので、今後今回の総会で了解が得られれば、すぐに着工したいとのことでした。

他法令については、特に問題はないということでした。

転用面積ですが、1,678 m²で事業目的から考えて適正であると考えます。

周辺への影響、万が一被害が発生した場合は、責任を持って対応することでした。

以上になります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

ご説明いただいた通りでございます。先月の不許可をふまえて、審議させていただきました。

無いようなので、採決に入ります。

会長 本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長 議案第37号 非農地証明申請書の決定について を議題とします。
事務局から説明を求めます。この件につきましては、第35号に関連がございますのでよろしく願います。

事務局 議案書の7ページをお願いします。
議案第37号 次のとおり非農地証明申請書が提出されたので委員会の決定に附す。
令和7年1月14日提出。今月の非農地証明申請は1件です。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 登記地目 畑 現況 宅地 396㎡
こちらは、昭和47年以前より住宅が建っていたとのことで、平成25年、今から11年前の航空写真でも確認し、非農地証明の要件である建築物等の敷地として相当なものであり、建築後10年以上経過し、農地への復元が容易でないと認められるものに当てはまるものと判断いたしました。
以上で事務局からの説明を終わります。

会長 整理番号1番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

20番委員 この内容は、現状で今建っている家を新築しようとしたら、農地があったということです。
調査日は令和7年1月5日です。調査場所は現地です。
申請行為については、申請内容で間違いはありません。
現状に家が建っておりまして、建ってから40数年超えております。新築しようとしたら敷地の真ん中が農地ということで、そういう申請です。
手続きについては、なぜしなかったかということについては、農地の手続きをしなかったというか、しなければいけないことをわからなかったということです。
農地への修復、復元は完全に宅地内になっておりますので、不可能だと思います。また新しく建てようとしています。
他法令には抵触しないということです。問題はないということで終わります。
以上です。よろしく願います。

会長 事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようなので、採決に入りたいと思います。

会長 本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長 これをもちまして、全ての審議が終わりました。再提出の議案もございましたが、ありがとうございました。その他で23日に研修がございます。これから考えている方につきましては、参加していただける様をお願いします。それでは、事務局にお返しします。

(連絡事項)

事務局

1. 地域計画に係る農業の未来会議について
2. 地域計画の策定について
3. 視察研修について
4. 農業委員会親睦会(変更案)について
5. 駿東地区農業委員会視察研修の中止について
6. 農地法改正に伴う農地法第3条許可の判断基準について
7. 先進地活動事例(山口県 周南市農業委員会の記事)紹介並びに協議
8. 農業会議情報について
9. 次回総会 2月12日(水)午後2時00分
御殿場市民会館 3階 第7会議室

連絡事項は以上になります。

事務局長 事務局からの連絡事項は以上になりますが、委員の皆様から何かございますか。

2番委員 研修委員です。あと2回の総会で3年間の任期が終わります。ご縁があつて皆さんと一緒に活動することができまして、ここで最後に慰労会を出来たら良いなということで提案させていただきたいと思います。もしよければ、事務局の方でご相談できればと思っております。お願いします。

事務局長 ありがとうございます。慰労会ということで、2月、3月農業委員会がありますが時期的には、2月か3月ですかね。事務局で日程のほか、参加人数によって場所も限られてくると思いますので、進めさせてもらいますのでよろしいでしょうか。最後ですので、なるべく多くの皆さんに参加をお待ちしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

皆さんのほうで、ほかに連絡事項等ございますか。

それでは令和6年度第10回御殿場市農業委員会総会定例会を閉会いたします。

長時間にわたりお疲れ様でした。

議 長

議事録署名人

9 番

議事録署名人

10 番
